

私は公明党を代表して、陳情第5号「地方自治の自主性・自立性を制限する地方自治法の改正法の撤回を求める意見書」提出に関する陳情に対して、反対の立場で討論させていただきます。

感染症の大流行や大規模災害などが発生した場合に、国が自治体に必要な指示ができる特例を盛り込んだ改正自治法が、6月19日の衆議院本会議で可決されました。

この陳情では、国民に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合に、国が地方自治体に対し指示を出す場合の基準が曖昧であり、国にこのような曖昧な基準に基づく指示権を認めると、なし崩し的に様々な領域で自治体に介入したり、国の意向を強制するおそれがあり、国と自治体は対等だとする地方自治法の基本原理が空洞化するのではないかと危惧されるとあります。

しかし、国から自治体への指示の特例は、個別の法律の規定では処理できない、国民に重大な影響を及ぼす事態が生じた場合、国民の生命保護に必要な事務処理などを国が自治体に要請する非常時の特例であり、またあくまでも、国と自治体の関係を対等・協同とした地方分権の原則を尊重しつつ、自治体の意見を十分に聞きながら、国が自治体に指示を出すものであると位置づけています。

事態が全国規模であったり、また局所的であっても、規模や状況を総合的に判断して、自治体からの意見聴取に努めた上で、全閣僚合意の閣議決定で決定することになります。

東京大学先端科学技術研究センター牧原教授は、指示権の拡充が国の強制につながったり、地方分権の後退につながるなどの意見に対して、東日本大震災や新型コロナで見られたように、個別の法律が想定していない未曾有の危機は今後とも起こり得る。その際に、国民の生命や財産を守るため、日本全体の対策に責任を持つ国が主導して、科学的、専門的な見地から効果的な措置が取れるよう、自治体に必要な指示を出す仕組みは必要である。また国による指示権を法律で規定し、枠にはめることで、非常時の混乱の中で、法理に基づかない超法規的な措置が取られることを防いでくれ、一方的な強制につながる不適切な指示権や安易な乱発も避けられ、指示権の法制化は自治体の権限を守ることにもつながる、と述べております。

この改正に含まれる国民に重大な影響を及ぼす事態が生じた場合の、国から自治体への指示の特例については、国から一方的な指示ではなく、あらかじめ国が自治体に意見の提出を求める努力を行うこととされていることから、この陳情に述べられているような地方自治体の自主性・自立性を制限するような改正ではないと思われます。

よって、この陳情第5号「地方自治の自主性・自立性を制限する地方自治法の改正法の撤回を求める意見書」提出に関する陳情に対しては反対いたします。